

平成23年2月10日
ホットライン運用ガイドライン検討協議会
事務局：財団法人インターネット協会

ホットライン運用ガイドライン検討協議会における検討経過と改訂案の概要

1 検討の経過

ホットライン運用ガイドライン検討協議会では、本年度も、インターネット・ホットラインセンターにおける運用状況等を踏まえ、通報処理をより適切に行うため、ホットラインセンターにおいて取り扱うべき情報の範囲の拡大等に関して検討を行った。

具体的には、電気通信事業者4団体によりまとめられた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」の改訂等を踏まえ、「ヤミ金融による広告」への対応について検討したほか、違法情報・有害情報の送信防止措置依頼手続に係る表現の見直し等について検討した。

(検討状況等)

- ・ 平成22年12月14日 …第1回 検討協議会
- ・ 平成23年1月26日 …第2回 検討協議会
- ・ 平成23年1月28日
～平成23年2月7日 …委員間協議
- ・ 平成23年2月10日
～平成23年3月3日 …パブリックコメント
- ・ 平成23年3月 …第3回 検討協議会

2 改訂の概要（詳細は新旧対照表を参照）

検討の結果、ガイドラインの改訂を行うことになった箇所は次のとおりである。

(1) 関係機関等への情報提供

- ・ 第1の1(2)ウ「関係機関等への情報提供等」に関し、「ヤミ金融に関する広告」に係る情報を金融庁に対して提供することとした上で、情報提供先に係る記載を現状に即した形に修正する。

(2) その他

- ・ 違法情報の送信防止措置依頼手続に関し、違法情報が掲載されている場所が電子掲示板の場合とウェブサイトの場合を統合して規定した上で、電子掲示板又はウェブサイトの管理人による対応が行われなかった場合と、サーバの管理者による対応が行われなかった場合における送信防止措置依頼の相手方を明記する。
- ・ 第3の4「違法情報該当性の判断手続」及び第4の4「公序良俗に反する情報か否かの判断手続」に関し、より実態に沿った表現とするため、ホットラインセンターにおいて確認すべき情報としてURLを例示に掲げる。

参考：平成22年度ホットライン運用ガイドライン検討協議会委員名簿

(委員)

桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会	サービス倫理委員長
築島 幸三郎	社団法人日本ケーブルテレビ連盟	事務局長
苗村 憲司	情報セキュリティ大学院大学	客員教授
野口 尚志	社団法人日本インターネットプロバイダー協会	理事・行政法律部会 副部会長
濱谷 規夫	社団法人電気通信事業者協会	消費者支援委員長
別所 直哉	ヤフー株式会社	CCO (最高コンプライアンス責任者) ・法務本部長兼政策企画室長
堀部 政男	一橋大学	名誉教授
前田 雅英	首都大学東京	法科大学院 教授
森 亮二		弁護士

(敬称略50音順)

(オブザーバー)

警察庁情報技術犯罪対策課
総務省消費者行政課